

はらこめし条例（案）

亘理町が発祥の郷土料理「はらこめし」は五穀豊穰と豊漁を感謝するため収穫されたばかりの新米と阿武隈川を遡上したサケを合わせて調理し、神社に供えたことが始まりと言われている。

そして、古くは初代仙台藩主伊達政宗公がこの地を訪れ「はらこめし」を献上された際にその美味しさを側近に吹聴したことが世に珍重されるに至ったことの始まりとも言われている。

また、近年では、農山漁村で脈々と受け継がれ、かつ「食べてみたい！食べさせたい！ふるさとの味」として農林水産省選定の「農山漁村の郷土料理百選」に選ばれるなど県内外から「はらこめし」への関心が高まっている。

このように古くから受け継がれ、多くの人に愛されている「はらこめし」を積極的にPRし、「はらこめし」の地位を高めていくとともに、亘理町並びに宮城県を代表する秋の郷土料理として後生に伝承させていくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本町が発祥の郷土料理「はらこめし」の普及、振興及び伝承についての基本理念を定め、町、町民及び町内飲食業事業者等の関係団体（以下「町民等」という。）の責務並びに役割を明らかにし、「はらこめし」を通じて本町の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 「はらこめし」を普及、振興及び伝承するための取組みは、次に掲げる事項を基本とし、町及び町民等は相互に連携を図り、一体となって取り組むこととする。

(1)町民等が次に掲げる掟の理解を深め、「はらこめし」に誇りと愛着を持つこと。

- 一 「はらこめし」は鮭いくら丼にあらず
- 一 脂ののった秋鮭、亘理産米を使うべし
- 一 秋になるのを待ちわびて食すべし

(2)「はらこめし」に関する情報を広く発信し、消費、交流人口の拡大及び地域経済を活性化させ、魅力あるまちづくり、活力ある地域社会の実現に寄与すること。

（町の責務）

第3条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、「はらこめし」の振興に関する施策を計画、実施するものとする。

2 町は、「はらこめし」による誘客を図るため、国、県及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

3 町は、町民等が行う、「はらこめし」の振興に関する活動を支援するものとする。

(町内飲食業事業者等の関係団体の責務)

第4条 町内飲食業事業者等の関係団体（以下「事業者」という。）は、基本理念にのっとり、観光客に正しく、良質な「はらこめし」を提供するとともに、観光客へ心のこもった「おもてなし」を施し、地域の魅力の向上に主体的に取り組むものとする。

2 事業者は、町が実施する「はらこめし」に係る観光振興施策に協力するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、自ら率先して「はらこめし」の伝承、「はらこめし」の振興に関する取組みに積極的に協力するものとする。

(はらこめしの日の制定)

第6条 「はらこめし」について理解と関心を深め、広く食されることを期する日として10月8日をはらこめしの日とする。

付 則

この条例は、平成30年10月8日から施行する。